平成２９年（フ）第２３２３号
東京都小平市小川東町４丁目３－１－410
債務者　岡野まり江
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３３３号
東京都大田区仲六郷１丁目23―12―201
債務者　田中　宏行
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１０５３号
大阪市西成区千本北１丁目５番21号
債務者　加藤　綾乃
1　決定年月日時　平成29年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２３４号
大阪市都島区高倉町３丁目15番16号
債務者　南　　秀仁
1　決定年月日時　平成29年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７号
岡山市東区南古都649番地１
債務者　吉原　剛志
1　決定年月日時　平成29年４月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月14日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３９号
岡山県玉野市向日比１丁目10番１号宮下アパート、旧住所岡山県玉野市和田３丁目38番31号
債務者　吉井　秋彦
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６３号
岡山市中区平井５丁目２番17号
債務者　北田　和弘
1　決定年月日時　平成29年４月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月14日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９４号
岡山市南区浜野２丁目４番25号シャンポール浜野Ｃ－102
債務者　丹原　良治
1　決定年月日時　平成29年４月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月14日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１９２号
東京都墨田区立花１丁目27－６－1008
債務者　岡田倭文子
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１９３号
東京都足立区柳原１丁目２－２－202
債務者　原田　　稔
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２５０号
東京都大田区新蒲田２丁目１－２　若宮ハイツＪ
債務者　上田敬子こと　金　　敬姫
1　決定年月日時　平成29年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２５２号
東京都江戸川区宇喜田町1360―207
債務者　外山　清司
1　決定年月日時　平成29年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２５３号
東京都江戸川区宇喜田町1360―207
債務者　外山しづ子
1　決定年月日時　平成29年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２７５号
東京都港区芝浦１丁目４－２－304
債務者　瀧沢　　淳
1　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３４４号
東京都江東区南砂１丁目６－13―505
債務者　飯野八千代
1　決定年月日時　平成29年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部